

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|-----------------------|
| 許認可等の名称 | 出産育児一時金の支給 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 美郷町国民健康保険条例第 4 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 美郷町国民健康保険条例第 4 条 美郷町国民健康保険給付規則第 2 条、第 3 条 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町国民健康保険条例 （出産育児一時金） 第 4 条 被保険者が出産した時は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として 404,000 円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>○美郷町国民健康保険給付規則 （出産育児一時金の支給） 第 2 条 条例第 4 条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書（様式第 1 号）を保険者に提出しなければならない。 （出産育児一時金の加算） 第 3 条 条例第 4 条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、16,000 円を加算する。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 |
| | 21 日 |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|-----------------------|
| 許認可等の名称 | 葬祭費の支給 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 美郷町国民健康保険条例第 5 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|--|
| 基 準 規 定 | 美郷町国民健康保険条例第 5 条 美郷町国民健康保険給付規則第 4 条 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町国民健康保険条例 (葬祭費)</p> <p>第 5 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 5 万円を支給する。ただし、死産による葬祭費は支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>○美郷町国民健康保険給付規則 (葬祭費の支給)</p> <p>第 4 条 条例第 5 条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書（様式第 2 号）を保険者に提出しなければならない。</p> |
| | |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>■設定 □未設定</p> <p>21 日</p> |
| | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |